

商品概要説明書 【相続定期預金】

2024年4月1日現在

1. 商品名	・相続定期預金
2. 販売対象	・個人のお客さまで、金融機関（当金庫以外の金融機関を含む）での相続手続き完了後2年以内に、相続により取得した資金を原資としてお預け入れされる方 （相続により取得した資金には、相続により取得された不動産・株式等の換金代金、被相続人の死亡を原因とする受取保険金も含まれます。）
3. 期間	・1年、5年 自動継続型（元金継続型または元利継続型）のみのお取扱いとなります。
4. 預入 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	・一括預入 ・10万円以上、相続にて取得された金額以下 ・1円単位
5. 払戻方法	・満期日以後に一括して払戻します。
6. 利息 (1)適用金利 (2)利払方法 (3)計算方法	・固定金利 ・預入期間1年もの：年0.100% 預入期間5年もの：年0.150% ・自動継続後は、各預入期間ごとの店頭表示利率に0.010%を加算した利率を約定利率として適用します。 なお、店頭表示利率は、原則として毎週見直しています。 ・預入期間1年ものは満期日以降に一括して支払います。 ・預入期間5年ものは、中間利払日（預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日）以降及び満期日以降に分割して支払います。 なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数及び中間利払利率（約定利率×70%、小数点第4位以下切捨て）により計算します。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算。 なお、単利型のみのお取扱いであり、複利型のお取扱いはしていません。
7. 税金	・利息には20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。 （ただし、マル優をご利用の場合は除きます。） *2013年1月1日から2037年12月31日までの間にお受取りになる利息等には「復興特別所得税（国税15%×2.1% → 0.315%）」が課税されます。
8. 手数料	—————
9. 付加できる特約事項	・定期預金を総合口座の担保とすることにより当座貸越をご利用いただけます。 （未成年者は除きます。） *貸越限度額は担保定期預金の合計額の90%、ただし最高限度額は350万円。 *貸越利率は担保定期預金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率。 ・マル優（障害者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）がご利用できます。 （マル優の対象条件等は法令の定めによります。）

10. 期限前解約時の取扱	<ul style="list-style-type: none"> 原則として満期日前に解約することはできません。やむを得ない事情で満期日前に解約する場合は、預入期間に応じた期限前解約利率（詳しくは「自由金利型定期預金（M型）及び変動金利定期預金の期限前解約利率」、または「自由金利型定期預金の期限前解約利率」をご覧ください。）及び預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともに払戻します。 なお、中間払利息が支払われている場合には、期限前解約利息との差額を精算します。
11. 金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> 店頭表示利率は店頭のマルチメディア情報表示画面または当金庫ホームページの「金利のご案内（円預金金利）」をご覧ください。窓口へお問い合わせください。
12. 預金保険の適用	<ul style="list-style-type: none"> 預金保険制度の対象預金です。1預金者あたり決済用預金以外の対象預金の合計で元本1,000万円までとその利息が保護されます。
13. 苦情処理措置 ・紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日（土・日・祝日及び12/31～1/3を除く）に営業店またはリスク統括部（午前9時～午後5時、電話番号：0120-119-034）にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会（電話番号：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話番号：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話番号：03-3581-2249）、神奈川県弁護士会（電話番号：045-211-7716）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは当金庫営業日（土・日・祝日及び12/31～1/3を除く）に、上記リスク統括部または全国しんきん相談所（午前9時～午後5時、電話番号：03-3517-5825）、関東地区しんきん相談所（午前9時～午後5時、電話番号：03-5524-5671）にお申し出ください。</p> <p>また、お客さまから、上記弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、上記リスク統括部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p>
14. その他参考となるべき事項	<ul style="list-style-type: none"> この定期預金は、上記2に該当する販売対象のお客さまのために、自由金利型定期預金（M型）〔単利型〕（愛称：スーパー定期・スーパー定期300）、または自由金利型定期預金（愛称：大口定期預金）の利率を優遇した商品でございます。 お預け入れの際、上記2の販売対象であることを確認できる書類等の提示をお願いいたします。（詳しくは窓口へお問い合わせください。） 満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 取扱期間は当金庫ホームページの「定期預金」、店頭掲示のポスターまたは店頭のマルチメディア情報表示画面をご覧ください。 金融情勢の変化等により、適用金利は予告なく変更することがあります。